

第5章 文化施策の展開方向

本章においては、文化振興の基本理念と基本方針の実現に向けた具体的施策について、その展開方向を示します。

基本方針Ⅰ 文化を身近に感じ活動できる環境づくりの推進

市民が日頃のくらしに文化を取り入れ、文化活動を行っていくために、文化芸術にふれる場を充実させていくほか、発表・活動の環境や文化芸術を学べる環境を充実させるとともに、情報発信機能の充実など、市民が様々な文化情報を得やすい環境を整備することにより、市民が文化を身近に感じ、気軽に活動できる環境づくりを推進します。

基本方針の指標

文化・芸術活動を行うきっかけとなる、文化・芸術の鑑賞・見学等の機会の充実を図ることにより、多くの市民が生活の中に文化を取り入れ、豊かな市民生活を送れることを目指します。

指 標	文化・芸術の鑑賞・見学をした市民の割合		
平成21年度	平成26年度	平成37年度	設定理由
77.4%	79.3%	90%	1年間で約1%の増加を見込んでいます。

※一般市民から無作為抽出

基本施策1 文化を身近に感じ、気軽に活動できる環境づくりの推進

文化の振興は、人々に楽しさや感動を与え、精神的な安らぎや生きる喜びをもたらす人生を豊かにするとともに、創造性を育むものであることから、市民の主体的な文化活動を促進するため、市民の文化活動の拠点となる市文化会館や美術館、文化財展示施設など、様々な活動の場を提供するとともに、文化活動の発表や鑑賞の機会の充実に努めます。

特に、若い世代が魅力とを感じるメディア芸術や子育て世代や障がい者などが文化活動に積極的に参加できる環境を整える取組を進めます。

(1) 文化にふれる場の充実

No.	施策の方向性	内 容	区分
A1-1	文化会館・美術館での鑑賞機会の充実	ライフステージや市民ニーズに応じた企画等を検討し、多様な世代が質の高い文化・芸術を鑑賞・観覧できる機会の充実に取り組むほか、市民が気軽に文化に触れることができるアウトリーチ事業などにも取り組みます。	【重点】

A1-2	ジャズのまち事業の推進	「ジャズのまち宇都宮」を支える人材育成とともに、市民に広く楽しさを伝える発表機会の創出, ジャズを活用した集客交流事業の推進を図ります。	
A1-3	文化財公開施設を活用した周知啓発事業の促進	本市の歴史や文化の周知・啓発のために、うつのみや遺跡の広場、清明館、飛山城史跡公園、旧篠原家住宅などにおける公開事業や展示事業等を促進します。	
A1-4	図書館における文化情報の周知啓発の促進	図書館における歴史講座や歴史や文化に関する展示や関連図書の紹介等により、宇都宮の歴史・文化の周知啓発を促進します。	【新規】
A1-5	歴史・文化の周知啓発事業の推進	地域に残る文化財や景観の価値を再発見することができるよう、啓発用パンフレットなどで広く周知するとともに、文化財巡りや地域に伝わる伝統行事の見学会などの開催によって、歴史や文化に触れる機会の創出を推進します。	



美術館によるアウトリーチ事業（「おじさんの顔が空に浮かぶ日」）

（２）発表・活動環境の充実

No.	施策の方向性	内 容	区分
A2-1	市民芸術祭・ジュニア芸術祭の推進	文化団体や学校の協力の下、市民の文化活動の発表の場及び文化創造の場として市民芸術祭・ジュニア芸術祭の取組を推進していきます。 また、メディア芸術などの新たな対象分野の検討を行い幅広い文化振興を推進します。	【重点】
A2-2	百人一首事業の推進	本市にゆかりのある百人一首の市民大会や全国大会、グランプリ決定戦の開催など、発表や交流の場を創出します。	
A2-3	身近な場を活用した新たな文化活動の発表の場の創出	市民生活の身近な場での文化活動を促進するため、空き地や公共空間等を活用した、新たな市民の文化活動の発表の場の創出について、その在り方を含め検討します。	

A2-4	民間施設との連携・活用の検討	民間が運営するホールやギャラリー、教室などの特色ある民間施設との連携や活用などを検討し、市民活動環境の整備に努めます。	
A2-5	青少年の発表機会の創出	絵画や家族川柳などの作品コンクールやステージ発表など、青少年が生き生きと文化活動の発表できる場を確保します。	
A2-6	障がい者の発表機会の創出	ふれあい文化祭の開催など、障がい者の文化的な発表の場を設け、日頃の活動成果をたたえあうことにより、障がい者の社会参加を促進し、市民の間に広く障がい者の文化活動や福祉についての理解を深めます。	
A2-7	地域文化祭の推進	各地区の生涯学習センターで開催している文化祭において、地域のサークル等が行っている文化活動や地元の誇りとなる文化資源の展示コーナー等、発表の場の創出を推進します。	



ジュニア芸術祭

(3) 学びの機会の充実

No.	施策の方向性	内 容	区分
A3-1	文化創造財団による講座の推進	文化会館や美術館において質の高い文化に触れ、音楽や演劇、美術などの芸術文化について理解を深めるための講座やワークショップを開催します。	【重点】
A3-2	生涯学習センターでの文化・教養関係講座の推進	市民の生活を豊かにするための「文化・教養」に関する講座を市内の生涯学習センターにおいて開催します。	
A3-3	宇都宮市民大学の推進	市民の高度で専門的な学習ニーズに応え、心豊かに市民生活を送るための教養講座や、郷土愛を育む地域の文化・歴史講座など、市民の知的好奇心を満たし、生活に潤いや生きがいを与える講座を開催します。	

A3-4	高齢者の学びの機 会の促進	老人福祉センターにおける文化教養の向上に資する講座及び教室の開催など、高齢者が地域で、健康で生きがいを持った生活が送れるよう、学びの機会を促進します。	
------	------------------	---	--

基本施策2 文化情報の収集・発信機能の充実

本市は豊富な文化資源を有し、これまでも、様々な文化に関する情報発信を行ってきましたが、それらの情報が広く市民に知られていないと考えられることから、文化に関する情報の集収や発信の工夫が重要です。

そのため、文化に関する活動場所や催し、地域での活動等の情報を収集し、広報誌等の紙媒体に加え、様々な世代に広く情報が伝わるように、ICT等の最新の情報機器など多様な広報媒体を活用していきます。

(1) 文化情報の収集・発信機能の強化

No.	施策の方向性	内 容	区分
A4-1	歴史・文化等を活用したまちなか文化情報交流拠点づくりへの取組	本市の歴史や文化を認識し、理解することは、市に対する誇りや郷土愛を育む上で、欠かせない要件です。よって、本市の文化に係る情報を、幅広い市民に効果的に伝達し、さらには、集客交流を促すことのできる情報交流拠点をまちなかに整備することは、新たな成熟都市形成において必要な機能と考えられることから、その内容や実現手法について検討を進めます。	【新規】 【重点】
A4-2	ホームページを活用した情報発信の推進	「宇都宮の歴史と文化財」や芸術文化に係る文化創造財団のHPを活用し、歴史や文化に関する情報や最新のイベント情報等を発信し、市民への情報提供を推進します。	
A4-3	ICTを活用した情報発信の推進	AR（拡張現実）等の最新の情報発信方法を研究し、多様な広報媒体を活用した文化情報の発信を行います。	【新規】
A4-4	パブリシティによる情報発信の強化	新聞やラジオ、テレビ等のマスメディアのほか、民間HPやSNSへの情報提供や連携に積極的に取り組み、幅広い市民への情報発信を強化します。	

(2) 文化芸術団体の情報発信の支援の強化

No.	施策の方向性	内 容	区分
A5-1	ウェブを活用した文化団体情報の発信強化	文化・芸術分野で活躍する団体やアーティストの情報収集に幅広く努め、市民に紹介していくとともに、メールマガジン等を使って、文化団体が実施するイベント等の情報を発信し、文化団体の活動支援を行います。	【新規】

基本方針Ⅱ 文化をつなぐ人材育成の推進

文化を創造・継承する人材を、持続的に育成していくために、文化を先導する人材の育成や担い手の育成のほか、地域で育む伝統や生活文化を守り・伝える団体の育成支援を進めることにより、文化を支える人材の育成を推進します。

基本方針の指標

文化を守り伝える人材や団体の育成を支援など、文化活動に取組み、継続的に文化を保存・継承できる社会となることを目指します。

指 標	文化活動をしている市民の割合		
平成21年度	平成26年度	平成37年度	設定理由
43.3%	39.7%	50%	目標年次には市民の半数が文化活動に係わっている状態を目指します。

※一般市民から無作為抽出

基本施策1 文化を先導する人材の育成促進及び活躍の場の創出

文化を盛んにし、質を高めるためには文化活動をリードする芸術家や地域での文化活動に対し指導的な役割を担う人々の育成に力を入れる必要があります。本市では、「宇都宮エスペール文化振興事業」を実施し、若手芸術家の発掘・支援を行ってきました。今後も引き続き、文化を先導する人材の育成や活躍できる仕組みづくりに努めます。

また、市民が芸術活動や歴史・文化財等を身近に学べる環境づくりや指導者の支援に取り組めます。

(1) 文化を先導する人材の育成支援

No.	施策の方向性	内 容	区分
B1-1	若手芸術家の育成の促進	芸術の創作活動が特に顕著で、今後の活躍が期待できる若手芸術家に対し、宇都宮エスペール文化振興事業等を通じて育成支援を行います。	【重点】
B1-2	身近に学べるマッチング事業の支援	学校支援ボランティアや生涯学習情報システムと連携し、学校や地域での文化的な教育活動の支援を行います。	【新規】
B1-3	文化活動者の活躍促進	本市において文化活動を行いやすい環境を整え、その活動を通じた本市文化振興への協力や市民への還元を行うことができる仕組みを検討します。	【新規】

(2) 芸術家の発表・交流活動の支援

No.	施策の方向性	内 容	区分
B2-1	芸術家の発表・交流活動の支援	演奏会や展覧会を通し、芸術家の発表・交流機会の提供を行います。	
B2-2	文化会館の利用団体・演奏家との連携事業	文化会館を利用する団体や演奏家との連携事業を行います。	

基本施策2 いきいきと文化活動に取り組む人材育成の推進

文化を次世代に継承するための担い手が「不足している」という声が各分野から聞かれます。少子高齢化が進む中、子どもや青少年はもちろん、退職後の高齢者を含め、文化を将来につなぐ担い手の育成に取り組む必要があります。

特に、伝統文化の継承のためには、身近に触れる機会を多く持つことが必要であることから、地域や学校において体験できる機会を積極的に作り、いきいきと文化活動に取り組むことができる人材の育成を図ります。

(1) 児童・生徒の育成の推進

No.	施策の方向性	内 容	区分
B3-1	芸術・伝統文化関連講座の推進	宮っ子がふるさとに誇りを持ちながら心豊かに成長していくため、「宮っ子伝統文化体験教室」や「ふれあい文化教室」などの講座を実施し、宇都宮において守り伝えられてきた民俗芸能・伝統行事・生活文化等の伝統文化や優れた芸術活動を推進し、地域継承活動における環境づくりや人材育成等を支援するとともに、これら芸術・伝統文化に身近に触れる機会を創出します。	【重点】

(2) 幼児の育成の推進

No.	施策の方向性	内 容	区分
B4-1	保育所等における文化の学習機会の充実	認定こども園や幼稚園、保育所等において、伝統文化に触れる体験や文化芸術鑑賞など、文化に親しむ活動を取り入れることで、子どもやその家族等の文化に対する理解促進を図ります。	

(3) 多様な世代の育成の推進

No.	施策の方向性	内 容	区分
B5-1	宇都宮伝統文化（ふるさと）継承事業の推進	ふるさと宇都宮の伝統文化を保存・継承するため、宇都宮伝統文化連絡協議会と連携して、「伝統文化フェスティバル」等のイベントや体験教室を実施して周知・啓発に努めるとともに、次世代の伝統文化を継承する人材を育成します。	

B5-2	企業や文化振興財団等による助成事業の活用	企業や文化振興財団等が実施する文化芸術や伝統文化に対する助成制度を各文化団体に情報提供し、次世代の人材育成に役立ててもらいます。	
------	----------------------	--	--



宮っ子伝統文化体験教室（ふくべ作り）

基本施策3 地域の文化を守り、伝える人材や団体の育成・支援の推進

これまで伝統文化や史跡・天然記念物等の文化財を守り伝えられてきた地域コミュニティの弱体化やそれを構成する人々の高齢化により、地域の文化を取り巻く環境は、さらに厳しくなりつつあります。地域の文化を持続的に守り伝えるために、これらの団体の後継者育成や活動の支援をより一層進めます。

（1）市民ボランティアの育成・支援

No.	施策の方向性	内 容	区分
B6-1	文化ボランティア養成講座の開催	市民における本市の文化の周知啓発の中核となる文化ボランティアを養成するために、文化ボランティア養成講座を開催します。	

（2）文化団体の育成・支援

No.	施策の方向性	内 容	区分
B7-1	市民ボランティア団体の育成・支援	文化ボランティアの活動を促進するために、活動の場となる文化ボランティア団体を育成するとともに、適切な支援を推進します。	【重点】
B7-2	文化活動団体への支援（補助金等）及び連携強化	市民の文化活動を支える宇都宮市文化協会の活動を支援するとともに、指定文化財の保存団体・愛護団体や伝統文化連絡協議会などの活動を支援し、民俗芸能の育成や史跡、天然記念物の維持管理等、文化芸術の振興を市民協働により推進します。	

基本方針Ⅲ 宇都宮文化の創造・継承の推進

市民が宇都宮の文化を知り、故郷に誇りと愛着を感じるために、地域文化に関する調査研究を進め、その評価及び再評価を行うとともに、次世代に引き継ぐべき新たな文化の創出を推進します。また、これまで積み重ねられた地域文化について把握・整理を進め、次世代の文化創造に資するよう、保存・継承を推進します。

基本方針の指標

本市の歴史を構成する文化財や景観を再発見・再評価し、後世に保存・継承することにより、宇都宮に「誇り」「風格」を感じることができる市民が増加することを目指します。

指 標	宇都宮の文化資源を誇りに感じる人の割合		
平成21年度	平成26年度	平成37年度	設定理由
－％	－％	60％	新たに国の文化芸術の振興に関する基本的な方針の成果指標に準拠し設定

基本施策1 宇都宮文化の評価・創出の推進

宇都宮の文化人や文化資源など、本市の文化を再評価し、新たな視点や価値観を加えることにより、2020年のオリンピック東京大会を見据え、国内外に発信することができる宇都宮の誇れる文化の創造に取り組み、宇都宮の魅力向上に努める必要があります。そのために、宇都宮の文化を正しく理解し、評価するための調査・研究に取り組みます。

(1) 歴史・文化の評価・創出の推進

No.	施策の方向性	内 容	区分
C1-1	新たな歴史・文化の再評価・再発見	百人一首や大谷石など、本市ゆかりの文化資源の調査研究を進めることにより、貴重な歴史・文化の掘り起こし、本市の歴史や文化への気付きにつなげます。	
C1-2	史跡等整備の推進	史跡等の本質的価値の低下を回避しつつ、歴史上又は学術上の価値を適切に伝え、史跡等を核とするまちづくり・地域づくりを進めていくために、上神主・茂原官衙遺跡など、史跡等の整備事業を推進します。	【重点】
C1-3	日本遺産認定への取組	日本の文化・伝統を語るストーリーを認定する制度である「日本遺産」への認定に向け、歴史文化基本構想を策定するとともに、本市の文化財を包含するストーリーの創出に取り組みます。	【新規】 【重点】

C1-4	宇都宮市民遺産認定制度の創設	宇都宮の長い歴史の中で育まれてきたヒト・コト・モノの中から、未来の市民に守り伝えていきたい文化的な遺産を「市民遺産」として認定し、市民が誇りをもって末永く守り伝えることができる仕組み作りに取り組みます。	【新規】
C1-5	新市史編さん事業への取組	市制 120 周年や 1 市 2 町の合併 10 周年を経るにあたり、100 年先も誇れる本市の発展への指針となる総合的で体系化された新「宇都宮市史」の編さんに向け、史料収集などの準備作業に取り組みます。編さん事業を通して、市民の郷土に対する誇りと愛着を醸成するとともに、宇都宮の歴史を物語る貴重な歴史資料等を市民の財産として後世に継承していきます。	【新規】
C1-6	調査研究活動の強化	地域の歴史・文化及び自然等の評価・創出は、地方自治体が大きな役割を担うものであり、その実施に不可欠である本質的な価値に関する調査研究の強化とそれを担う専門知識を有する人材の把握・確保等に取り組みます。	【新規】



大谷石建造物（旧大谷公会堂）

(2) ゆかりの人物等の評価の推進

No.	施策の方向性	内 容	区分
C2-1	本市ゆかりの芸術家を活用した普及啓発の推進	本市ゆかりの誇れる文化人に係る講演会や作品展、演奏会等を開催し、市民の郷土に対する愛着を高めます。	【重点】
C2-2	うつのみや市民賞の推進	本市の誇りとなる優れた文化活動を行った市民を顕彰し、本市の文化振興の現状を適正に評価し多くの市民の皆さんに知っていただくため、事業を推進します。	

(3) 景観・まちなみの評価・創出の促進

No.	施策の方向性	内 容	区分
C3-1	まちなみ景観事業の推進	市内において、魅力ある都市景観を創り出している建築物等を表彰することにより、都市環境の向上及び都市景観に対する市民意識の高揚を図ることを目的に実施します。	
C3-2	うつのみや百景事業の推進	宇都宮の美しい風景を再発見してもらい、市民の郷土愛の醸成や景観づくりの大切さを伝えることを目的に、市内110か所の美しい風景を選定し、パネル展の開催や百景を巡るバスツアーを実施するなど、それらをPRしながら景観に対する意識啓発と高揚を図るため実施します。	
C3-3	景観形成重点地区等の指定の推進	「宇都宮市の顔」にふさわしい地区を「宇都宮市景観計画」及び「宇都宮市景観条例」に基づき、景観形成重点地区に指定し、景観形成の方針やルール（デザイン、色彩、緑化など）を定め、地域特性に応じた良好な都市景観の保全・創出を推進します。	

基本施策2 宇都宮文化の保存・継承の推進

宇都宮は、恵まれた自然と古い歴史に支えられ、二荒の杜を中心に栄えてきたまちで、市内には、その歴史を語る文化財や史跡等の歴史遺産、近代建造物等が数多く残っていると同時に、暖帯林と温帯林が共存する豊かな自然と生物多様性に恵まれたまちです。また、本市原産の大谷石が織りなす景観や大谷石を使った建造物は、本市を特色づける歴史的景観の中心的な構成要素です。

これらの自然や文化遺産は、これまで守り伝えられてきた地域の財産であり、将来にわたって保存・継承できるよう取り組みます。

(1) 文化財等の保存・継承

No.	施策の方向性	内 容	区分
C4-1	多気城跡の保存に向けての調査の推進	良好かつ広範囲に中世の遺構が残っている多気城跡の恒久的な保存に向けて、保存の手法や、対象範囲、歴史史料の収集など多角的な検討を進めます。	
C4-2	史跡・名勝・天然記念物等の保存	文化財の現況を把握し、生物多様性豊かな自然環境等に配慮し適切な保全事業を実施し史跡・名勝・天然記念物の保存を図ります。	
C4-3	文化財の収蔵・蓄積の基盤整備	市民の共有財産である文化資源や文化遺産について、文化財の種類に応じた適正な保存管理や市民のニーズに応じた公開活用ができるよう、機能の充実を目指した文化財収蔵整理施設の在り方について検討します。	

C4-4	文化財保護法に基づく歴史的建造物の保護の推進	所有者への理解や協力を得るとともに、新規指定や市民への普及・啓発など保存活用策を検討し、歴史的建造物の保存に努めます。	【重点】
------	------------------------	---	------

(2) 景観保全の促進

No.	施策の方向性	内 容	区分
C5-1	景観上価値のある歴史的建造物の保全・活用の促進	魅力的な景観の保全・創出に資する大谷石建造物等の歴史的建造物のうち景観上価値のある歴史的建造物の保全・活用に向けて取り組みます。	【新規】 【重点】
C5-2	大谷の文化的景観保存活用事業の推進	大谷の名勝・文化的景観の周知啓発を推進し、イベントなどでの活用を図ることで、恒久的な保護を図るとともに、より一層の地域の活性化を図ります。	
C5-3	大谷・多気地区美観事業の推進	大谷景観形成事業補助金などを活用し、費用の一部を補助することにより観光景観形成事業を充実させ、大谷観光の推進を図ります。	

(3) 多様性豊かな自然環境の保全

No.	施策の方向性	内 容	区分
C6-1	文化財等を通じた自然環境理解の促進	天然記念物の周知啓発や各文化財展示施設において人間生活と自然環境に関連する展示・講演等を実施することにより、自然環境に関する理解の促進を図ります。	【新規】
C6-2	自然環境の把握と周知啓発の推進	本市の自然の現況等に関する基礎調査や貴重な動植物のリスト作成等を実施し、本市の特徴的な自然環境の把握と周知啓発を推進します。	【新規】



大谷の奇岩群（越路岩）

基本方針Ⅳ 文化を活用したまちづくりの推進

文化が、まちづくりの力として活かされるよう、地域の魅力づくりへの活用や絆づくりへの活用を推進するとともに、交流を生む文化の力を活かした、多文化共生や国際交流の推進に取り組むことにより、文化を活用したまちづくりを推進します。

基本方針の指標

ジャズ・妖精・大谷などの本文化資源を活用した事業を展開することにより、まちに活力を与え、宇都宮の伝統や文化に魅力を感じる人が増加することを目指します。

指 標	文化資源を目的に宇都宮に来訪した人の割合		
平成22年度	平成26年度	平成37年度	設定理由
11.2%	11.9%	20%	1年間で約1%の増加を見込んでいます。

基本施策1 地域の魅力づくりへの活用の推進

本市の個性のあるジャズ・妖精・大谷などの文化資源を活かしつつ、市民が楽しみながら参画する、個性あふれる、住んでいることに誇りが感じられるまちづくりの支援に努めます。

また、史跡名勝や文化的景観、地域に伝わる祭りなどの伝統行事や伝統芸能、工芸の他、文化イベントなど、本市の多彩な文化資源は、重要な観光資源でもあり地域を活性化させる礎となる貴重な資源であり、様々な分野における関係機関・団体との連携により、その活用を推進します。

(1) 観光への活用

No.	施策の方向性	内 容	区分
D1-1	文化を活用した観光の振興	中心市街地にある文化財や文化遺産、観光スポットやイベントを巡る観光ルートを創出し、集客を図ります。 また、本市の北西部に位置する大谷観光地域の活性化を図るため、大谷の特異な景観を活かした観光振興を推進するとともに、国の名勝指定に相応しい景観整備や環境整備を推進します。	
D1-2	文化資源を取り入れた地域イベントへの支援	市内外からの集客力が高く、本市のイメージアップを図る上で効果的な「ふるさと宮まつり」の開催に際し、「ふるさと宮まつり開催委員会事業補助金」などを活用し、支援を行います。	

		また、「石の里・大谷」の観光振興を目的として開催される「フェスタ in 大谷」について、更なる誘客を図るために「フェスタ in 大谷開催交付金」などを活用し、より一層の地域の活性化を図ります。	
--	--	--	--



大谷地区における「和の都」イベント開催

(2) 地域活性化への活用

No.	施策の方向性	内 容	区分
D2-1	景観上価値のある歴史的建造物の保全・活用の促進	魅力的な景観の保全・創出に資する大谷石建造物等の歴史的建造物のうち景観上価値のある歴史的建造物の保全・活用に向けて取り組みます。	【再掲】
D2-2	文化資源を活用した集客交流の促進	ジャズや軽音楽などの活用や中心市街地での文化交流事業等により、人が集い、交流が生まれるまちづくりを促進します。 また、シティガイド協会などの市民ボランティアと連携した地域の文化資源を活用したおもてなし事業や若手アーティストを活用した地域活性化事業に取り組みます。	【重点】
D2-3	ジャズのまち活性化事業の推進	世界的ジャズミュージシャンである渡辺貞夫氏の出身地である本市の特徴を活かし、市民にジャズを通じて音楽の楽しさを体感していただくとともに、市内外の事業のイベント参加者との交流を促進することで、まちの活性化を図ります。	
D2-4	妖精資料活用事業の推進	妖精資料や素材としての妖精をまちづくりに利活用するため、資料の展示・公開や講座等を実施します。	
D2-5	城址公園を活用した文化・歴史を伝える事業の推進	宇都宮城址公園を活用し、市民団体と協働して宇都宮城址まつりや宇都宮城桜まつりなどのイベント、宇都宮の歴史を伝える講演会を実施することで、郷土への愛着や誇りを醸成します。	

基本施策2 絆づくりへの活用の推進

文化は、他者と共感する心を醸成し、相互理解を深め、人と人を結び付ける力を持っています。この力を、教育・福祉・観光・国際交流などに活用することにより、地域の活性化や地域コミュニティの絆づくりに寄与することが期待されます。

このことから、これまでの文化を活用した取組を引き続き進めるとともに、文化活動に取り組んでいる地域、企業、大学等とさらに連携を強化し、文化を活用した取組をさらに推進していきます。

(1) 地域の絆づくりへの活用

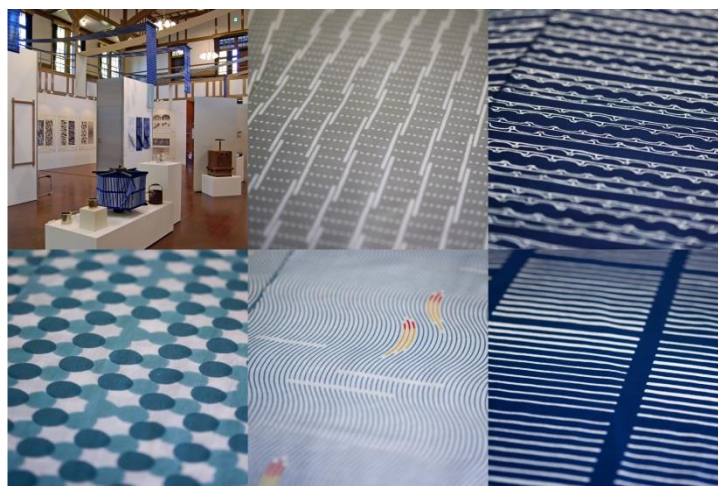
No.	施策の方向性	内 容	区分
D3-1	地域や学校における地域文化財活用事業の推進	各学校の周辺に点在する文化財を活用し、自分たちが育った地域の歴史を学ぶとともに、保護活動に携わることで、郷土に対する誇りや愛着の醸成を推進します。	
D3-2	芸術・伝統文化関連講座の実施	宮っ子がふるさとに誇りを持ちながら心豊かに成長していくため、「宮っ子伝統文化体験教室」や「ふれあい文化教室」などの講座を実施し、宇都宮において守り伝えられてきた民俗芸能・伝統行事・生活文化等の伝統文化を推進し、地域継承活動における環境づくりや人材育成等を支援するとともに、これら伝統文化に身近に触れる機会を創出します。	【再掲】 【重点】
D3-3	地域学講座の推進	市民が自分の生まれ育った地域について学び、その地域に対する愛着を深めるとともに、受講者同士の同郷意識を高める効果が期待できる、地域の歴史や文化を学ぶための「地域学講座」を推進します。	【新規】



ふれあい文化教室（書道）

(2) 企業・産業や大学等との絆づくりの推進

No.	施策の方向性	内 容	区分
D4-1	伝統工芸や地場産業との連携の推進	黄ぶなやふくべ細工等の伝統工芸品や、大谷石を使った置物や宮染め等の地場産業との連携を図ります。	【新規】
D4-2	企業等と連携した文化振興事業の推進	文化事業の実施にあたり、企業などの協力を得て、文化・芸術に対する支援の取組を積極的に活用し、文化の振興に努めます。	
D4-3	大学や研究機関との連携による文化振興事業の推進	大学や県立博物館等の研究機関が蓄積してきた知的・人的資源等を活用しながら、協働して調査研究を推進します。	【新規】



宮の注染を拓く（美術館館外プロジェクト）

基本施策3 多文化共生や国際交流の推進

グローバル化が進展する中、地域のアイデンティティを自覚し、様々な地域の人々との交流を活性化させ国際化に取り組むことは新たな文化の創造を生み出す可能性を持っています。今後も引き続き、国内外の地域との文化交流を通じて異文化理解を推進するとともに、文化芸術団体や国際交流団体の交流支援に努めます。

(1) 多文化共生や国際交流の推進

No.	施策の方向性	内 容	区分
D5-1	多文化共生フォーラムの開催	外国人住民パネリストから、テーマごとに自国の紹介や実体験を披露してもらい、各国の文化の違いを知るとともに、多様な価値観の存在を認識し、相互理解を図るために多文化共生フォーラムを開催します。 また、参加者が、このフォーラムで海外の都市や文化を学び、国際交流活動に参加することを推進します。	【新規】

D5-2	姉妹都市との文化芸術交流の推進	姉妹都市交流事業の中で、自国の踊りや歌、折り紙等の文化を披露し、文化交流を推進します。	
D5-3	国際理解講座の実施	地域コミュニティセンターにおいて、外国人住民が講師となり、自国の生活や習慣等を紹介し、交流することで、日本人住民との文化的な相互理解を促進します。	【新規】
D5-4	文化施設等を活用した文化交流の推進	外国人観光客や国内に居住する外国人住民が、本市の文化を知り、文化への理解を深めていくために、文化施設等の解説書や案内板の多言語化などを推進します。	【新規】 【重点】



多文化共生フォーラム